

# NPO法人の手続きと 内閣府ウェブ報告システムについて



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

北部地域振興センター  
県民生活担当

# 目次

- 1 各種提出書類と提出部数について
- 2 内閣府ウェブ報告システムの利用について
- 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには
- 4 事業報告書の提出方法



# 1 各種提出書類と提出部数 について

# 1 各種提出書類と提出部数について

## 提出が必要な書類

### (1) 事業報告書等

事業年度終了から**3か月以内**に提出

- ①事業報告書等提出書、②事業報告書、③活動計算書
- ④貸借対照表、⑤財産目録、⑥年間役員名簿
- ⑦社員のうち10人以上の者の名簿

### (2) 役員の変更届等

役員の変更があった際に提出(最低でも**2年に1回**)

- ①役員の変更等届出書、②役員名簿

※新任役員がいる場合は③就任承諾及び宣誓書、④住民票も必要

# 1 各種提出書類と提出部数について

- 1 内閣府ウェブ報告システム利用 → 紙書類は不要
- 2 従来の紙書類提出  
→ 令和5年4月1日から、1部提出になりました。

- 事業報告書
- 役員変更届
- 定款変更認証申請
- 定款変更届
- 定款変更に係る登記事項証明書 など

本庄市の法人は令和6年4月から  
2部 → 1部提出となる予定です



本庄市マスコット

はにぼん

## 2 内閣府ウェブ報告システム の利用について

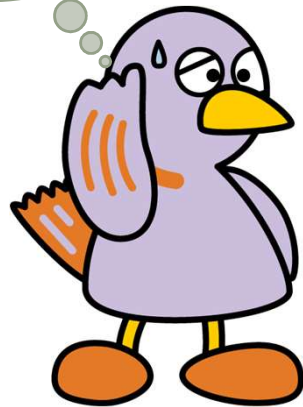
## 2 内閣府ウェブ報告システムの利用について

内閣府ウェブ報告システムをご利用ください

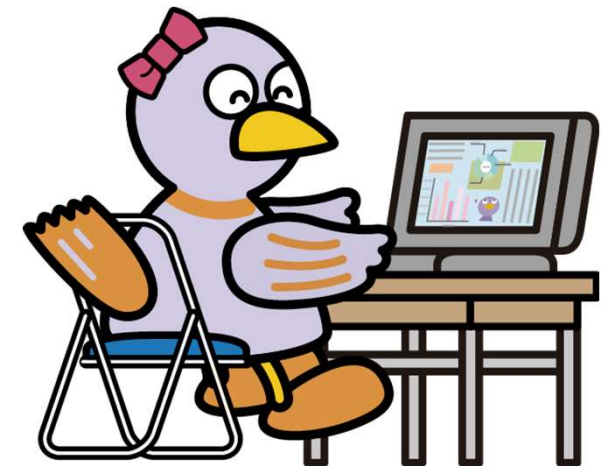
令和5年4月からNPO法人の手続きがオンライン上で  
行えるようになりました。

資料を印刷する  
のが手間

持参／郵便局に  
行く時間がない



自宅のPCから届出・  
申請可能！



## 2 内閣府ウェブ報告システムの利用について

### 対象となる手続

所轄庁に提出が必要な手続で利用可能

- ・事業報告書の提出
- ・役員の変更届
- ・定款変更認証申請(定款変更届) など

本庄市では令和6年4月  
から稼働予定です！





# 3 内閣府ウェブ報告システム を利用するには

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには

## NPO法人ポータルサイトへの登録方法 (まだ登録がお済でない場合)

The screenshot shows the Cabinet Office NPO Portal website. At the top, there is a search bar with a search button. A callout bubble points to the search bar with the text: ①検索エンジンで「NPOホームページ 内閣府」と検索. Below the search bar, there is a navigation menu with links for 'NPO基礎情報' and '有識者会議'. The main banner features a colorful illustration of a city with a rainbow and the text 'つながる。未来へのサポート。'. Below the banner, there are statistics for certified NPOs: '認証NPO法人 (8月31日現在) 50,133 件' and 'うち、所轄庁認定・特例認定NPO法人 (10月10日現在) 1,274 件'. A callout bubble points to the '法人ログイン' and '新規ユーザ登録' buttons at the bottom right, with the text: ②ここから新規ユーザ登録. The '新規ユーザ登録' button is highlighted with a red box.

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには

## NPO法人ポータルサイトへの登録方法

文字サイズ 小 中 大    アンケート | サイトマップ

内閣府 NPO ホームページ

サイト内検索  検索

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報   有識者会議・研究会等   統計調査等   法律・制度改正   NPO法Q&A   寄附について

TOP > NPO法人ポータルサイト > ログイン > アカウントの新規登録

NPO法人ポータルサイトでお困りのとき

NPO法人ポータルサイト

アカウントの新規登録について

NPO法人ポータルサイト アカウントの新規登録

内閣府では、NPO法人ポータルサイトにおいて、特定非営利活動法人が、団体の活動情報や財務情報等を、NPO活動に参加や支援、興味のある方へ向けて発信する場を提供しています。

また、特定非営利活動法人の法人設立や事業報告書等提出といった所轄庁への電子申請を行うことができます。

本サイトを利用して情報発信を希望するNPO法人の方や電子申請を希望するNPO法人の方は、利用規約をご確認の上、手順に従ってご登録ください。

本サイトにアカウントの登録できる団体

- これから団体の主たる事務所を置く予定の都道府県もしくは指定都市に対して設立の申請を行う団体
- 団体の主たる事務所が所在する都道府県もしくは指定都市に対して設立の申請をし、その認証を受けた特定非営利活動法人

登録団体が本サイトで利用できること

- 作成したアカウントIDでマイメニューにログインすることができます。
- 既にGビズIDプライム・メンバーアカウントをお持ちの方は、本サイトでアカウントを作成せずにログインすることができます。
- 登録団体から本サイトのアカウントを作成された方は、作成されたアカウントIDでマイメニューにログインすることができます。
- マイメニューから以下の機能が利用できます。
  - 組織情報の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
  - 財務情報の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
  - 公告（貸借対照表の公告含む）の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
- 電子申請機能から、各種手続きを行うことができます。

- マイメニューから以下の機能が利用できます。
  - 組織情報の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
  - 財務情報の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
  - 公告（貸借対照表の公告含む）の入力・サイトへの掲載及び更新、削除
- 電子申請機能から、各種手続きを行うことができます。

登録までの流れ

アカウントの新規登録方法や利用開始までの流れは別途マニュアルをご覧ください。

- 法人向けマニュアル（基本編）(PDF形式：8.8MB)
- 法人マニュアル（申請・届出編）(PDF形式：30.1MB)

- 注意
- 最終更新日から3年間一度も情報の更新等がない場合は、事前通告なしに、ユーザ登録及びご掲載いただいた情報を削除する場合がございます。ご了承ください。
  - ID再発行の手続きには本人確認などに日数がかかる場合がございます。IDおよびログインに必要な情報の管理にはご注意ください。
  - 所轄庁によっては、独自の様式・書式を定め、手続きの際に提出を求めています。独自の様式・書式の取得方法は、下記の「所轄庁一覧」リンクから各所轄庁様にお問い合わせください。
  - その他、ご不明な点がありましたら、専用フォームにてお問い合わせください。
- 所轄庁一覧
  - お問い合わせフォーム



③「確認」をクリック

内閣府 NPO ホームページ

内閣府政策統括官(经济社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 電話番号03-5253-2111(大代表) Copyright©2023 the Cabinet Office All Rights Reserved.

法律・制度改正 NPO法Q&A 寄附について

講師派遣 リンク集 御意見・御感想

個人情報保護方針について アンケート

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

## 内閣府NPO法人ポータルサイトの運用及び利用に関する規約

### 第1条(内閣府NPO法人ポータルサイトの目的)

- 1.内閣府NPO法人ポータルサイト(以下「本サイト」という。 )は、特定非営利活動法人(以下「法人」という。 )の事業報告、その他の活動状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットを用いて迅速に情報を提供できるようにすることを通じて、法人に対する寄附、その他の特定非営利活動への市民の参画を促進することを目的とします。
- 2.本サイトにおいて提供する特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。 )関係手続のオンライン化に係る電子申請システム(以下「ウェブ報告システム」という。 )は、法人と所轄庁間のNPO法関係手続をオンライン化し、法人の事務手続き等業務を効率化することを目的とします。

### 第2条(本規約の目的)

本規約は、法人が自ら市民への情報開示または所轄庁への諸手続きを行うため、本サイトを利用するにあたって遵守すべき事項を定め、本サイトの円滑な運用を図り、もって法人の運営の透明性及び利便性を高めることを目的とします。

### 第3条(管理者)

- 1.本サイトの設置は内閣府が行い、管理及び運営は内閣府又は内閣府から委託を受けた者(以下「サイト管理者」という。 )が行います。
- 2.ウェブ報告システムは機能提供を内閣府が行い、法人が利用可能となる開始時期及び対象手続きの決定を所轄庁が行います。

### 第4条(利用者及び機能)

- 1.本サイトを利用できる者は、本サイトにてアカウント登録を行った者またはデジタル庁提供のGビジネスIDプライム/メンバーアカウントを保持する者(以下「利用

- 1.内閣府が利用者提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本利用規約及び本システムの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。 )に関する著作権及び著作人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、内閣府に帰属します。
- 2.利用者は、本サイトの利用に際し、内閣府が法人及び利用者提供する一切のプログラム又はその他の著作物を下記の各号のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 本利用規約に従って本サイトを利用するためにのみ使用すること
  - (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
  - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと
  - (4) 内閣府又はサイト管理者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと

### 第17条(反社会的勢力の排除)

利用者は現在および将来にわたり、NPO法第12条第1項第3号に定義される反社会的勢力に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

### 第18条(準拠法及び管轄)

- 1.本利用規約には、日本法が適用されるものとします。
- 2.本システムの利用に関連して内閣府と法人及び利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

### 第1

本利用

す。

附則

本規約は、平成28年7月20日から施行

附則

本規約は、令和5年3月1日から施行し

④「利用規約に同意する」  
をクリック

< 利用規約に同意しない > **利用規約に同意する >**

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

## アカウント新規登録

ご自身の情報と新規で登録するアカウント情報を入力してください。  
「\*」は必須項目です。

⑤必要事項を入力

アカウントID*	<input type="text" value="hokubunpo01"/> 入力例：naikakufu (半角英数字または半角記号(# \$ % . @ _ ) 8文字以上で入力してください) ※以前に使用していたアカウントID (旧ログインIDを含む) は設定できません。
法人名称*	<input type="text" value="特定非営利活動法人〇〇"/> NPO法人ポータルサイトで利用する法人名称を入力してください。 ※新規に法人設立する場合は仮の法人名称をご入力ください。設立認証の申請時に正式な申請内容をご入力いただきます。
アカウント利用者氏名*	<input type="text" value="北部 一郎"/> 設立認証申請の際に、この氏名が申請者名になります。
アカウント利用者氏名 フリガナ	<input type="text" value="ホクブ イチロウ"/>
メールアドレス*	<input type="text" value="k2414003@pref.saitama.lg.jp"/> メールアドレスを入力してください。
住所	<input type="text" value="埼玉県熊谷市末広3丁目9番地1"/>
電話番号	<input type="text" value="048-524-1110"/> 入力例：03-1234-5678(半角数字とハイフンありで入力してください)
パスワード*	<input type="password" value="....."/> 半角英数字記号 8文字以上、32文字以内 大文字英字・小文字英字・数字・記号が各1文字以上が含まれていること
パスワード(再入力)*	<input type="password" value="....."/>

< 戻る

次へ >

⑥「次へ」をクリック

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

[ホーム](#) > [ログイン](#) > [ワンタイムパスワード入力](#)

## ワンタイムパスワード入力

### ワンタイムパスワード入力

メールに記載されているワンタイムパスワードを入力してください。  
メールが届かない場合は迷惑メールフォルダや他のフォルダに入っていないかご確認ください。  
パスワードを再送する場合には、一度前の画面に戻って再送してください。

⑦メールに記載された  
パスワードを入力

ワンタイムパスワード

< 戻る

次へ >

⑧「次へ」をクリック

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

[ホーム](#) > [ログイン](#) > 認証方式選択

## 認証方式選択

### 認証方式選択

今後利用する二段階認証方式を選択してください。

#### 二段階認証方式

ワンタイムパスワード  マトリクス

[※マトリクス \(認証\) とは](#)

[<](#) 戻る

次へ [>](#)

⑨どちらかを選択

⑩「次へ」をクリック

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

[ホーム](#) > [ログイン](#) > [マトリクス発行の確認](#)

## マトリクス発行の確認

### マトリクス発行の確認

#### 発行前の確認

本サイトはセキュリティ強化のため、5行5列のマトリクスによる認証を導入しております。  
マトリクスは印刷等を行い、大切に保管してください。  
マトリクスを忘れてしまった、発行後に印刷できなかったなどの場合は、再発行する必要があります。  
マトリクスを保存した後は、登録完了画面にある「ログイン画面へ」と書かれたボタンを押して、ログアウトしてください。  
その後、ログイン画面からログインID、パスワード、マトリクスを使ってログインしてください。

上記を御了承のうえ、「発行する」ボタンを押してマトリクスを発行してください。

[< 戻る](#)

[マトリクスを発行する >](#)

⑪「マトリクスを発行する」  
をクリック



# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

ホーム > ログイン > アカウント新規登録完了

## アカウント新規登録完了

下記の内容でアカウント情報を登録しました。「ログイン画面へ」ボタンを押して一度ログアウトしてください。  
ログアウトした後、必要な場合はログイン画面からアカウントID、登録したパスワード、選択した認証方式でログインしてください。

### アカウント情報

アカウントID	kankyounpo02
法人名称（仮）	河川から環境を考える〇〇の会
氏名	法人太郎
氏名 フリガナ	ハウジンタロウ
メールアドレス	kankyou02@mail.jp
住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号	03-1234-5678
パスワード	****
2段階認証方式	マトリクス

登録完了

TOPへ

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには NPO法人ポータルサイトへの登録方法

## マトリクス発行

マトリクスを発行しました。

次回以降のログイン時に使用しますので、印刷等を行い大切に保管してください。

	A	B	C	D	E
1					
2					
3					
4					
5					

印刷

印刷して保管する

← ログイン画面へ

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

文字サイズ    アンケート | サイトマップ

内閣府 NPO ホームページ

サイト内検索

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報 | 有識者会議・研究会等 | 統計調査等 | 法律・制度改正 | NPO法Q & A | 寄附について

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人 (8月31日現在) **50,133** 件

- > 制度
- > 内訳
- > 検索

うち、所轄庁 認定・特例認定NPO法人 (10月10日現在) **1,274** 件

- > 制度
- > 内訳
- > 一覧

(認定 1,238 件 / 特例認定 36 件)

所轄庁一覧

法人名:

①「法人ログイン」をクリック

10月4日 2023年度(令和5年度)特定非営利活動法人に関する実態調査のお知らせ

10月2日 「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました

9月29日 2022年度(令和4年度)市民の社会貢献に関する実態調査報告書を掲載しました

8月31日 条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

内閣府 NPO  
ホームページ

サイト内検索  検索

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報 | 有識者会議・研究会等 | 統計調査等 | 法律・制度改正 | NPO法Q & A | 寄附について

TOP > NPO法人ポータルサイト > ログイン

① NPO法人ポータルサイトでお困りのとき

**NPO法人ポータルサイト**

下記の日程にて、NPO法人ポータルサイトのログインを停止いたします。

- 2024/02/06(火) 18:00-24:00
- 2024/02/22(木) 18:00-24:00

ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、ご理解・ご協力をいただけますと幸いです。

[ウェブ報告システムが利用できる所轄庁について](#)  
[内閣府NPO法人ポータルサイトにおける貸借対照表の公告の方法について \(2018/06/13\)](#)

**ログイン(トップ)**

**アカウントIDでログインされる方**

ご登録いただいたアカウントIDとパスワードでログインが行えます。

2023年2月以前にアカウントを作成された方でアカウントIDやパスワードを使用してログインできない方は、「これからアカウントの新規登録をされる方」からアカウントの新規登録をお願いいたします。

アカウントID ※旧ログインID

パスワード

**ログイン**

**GビスIDでログインされる方**

**GビスIDによるログイン**

②IDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

- すでに法人設立済で、初めて本サイトを利用される方。
- これからNPO法人を設立される方。
- 2023年2月以前にアカウントを作成した方で、アカウントIDやパスワードを忘れた方。

**アカウントの新規登録**

ご利用のイメージ画面(サンプル)

※GビスIDをすでにお持ちの方は、画面左側の「GビスIDによるログイン」ボタンからログインしてください。

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

文字サイズ 小 中 大 アンケート | サイトマップ

内閣府 **NPO**  
ホームページ

サイト内検索  検索

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

[NPO基礎情報](#) [有識者会議・研究会等](#) [統計調査等](#) [法律・制度改正](#) [NPO法Q & A](#) [寄附について](#)

[TOP](#) > [NPO法人ポータルサイト](#) > ログイン(マトリクス入力)

**NPO法人ポータルサイト**

### ログイン(マトリクス入力)

マトリクスを入力してください。

**ⓘ** **ご注意**  
マトリクスの間違いが3回以上あった場合、その後30分間は、入力されたID、パスワード等が正しい情報であってもログインできません。  
30分以上の時間をあけてください。

C-1	<input type="text"/>
A-3	<input type="text"/>
A-4	<input type="text"/>

[次へ](#)

マトリクスがわからない法人の方 ⇒ [法人名称からログイン \(マトリクスを忘れた方用\)](#)

③手持ちのマトリクスから該当の  
マスの英数字を入力

### 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

NPO法人ポータルサイトは、NPO法人の設立から、  
事業報告、定款・役員変更等、各種申請をオンラインで行える、  
NPO法人のためのオンラインサイトです。

④「法人利用申請」をクリック

法人設立

手続き開始

法人利用申請

全ての手続き

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

ホーム > 法人利用申請

## 法人利用申請

**!** 法人利用申請

- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います
- 「法人検索」ボタンより対象となる法人を検索してください。
- 対象の法人を検索後「申請する」ボタンにより内閣府に申請されます。
- 10開庁日以内に送付される利用申請コードを入力することで法人情報との紐づけが完了します。

### 法人利用申請情報

所轄庁 法人名

**法人検索 >**

< 戻る

### 利用申請コードの入力

内閣府より送付された利用申請コードを入力してください。

**利用申請コードを入力する >**

⑤「法人検索」をクリック

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

ホーム > 法人利用申請 > 法人検索

## 法人検索



### 法人検索

- 法人の名称を入力し、法人検索を実施してください。
- 法人名称以外の条件で検索する場合は、詳細な検索を行うを押すと、所轄庁、代表者氏名、主たる事務所の所在地、法人番号を入力し、法人検索を実施できます。
- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います。

### 行政入力情報

法人名称	東京
<a href="#">詳細条件を閉じる</a>	
所轄庁	東京都
代表者氏名	法人太郎
主たる事務所の所在地	東京都
	千代田区〇〇〇〇
法人番号	123456
クリア	<b>法人検索</b>

⑥検索条件を入力

⑦「法人検索」をクリック



### 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

法人検索結果

⑧自身の法人を見つけたら  
法人名をクリック

所轄庁	法人名	代表者	主所在地	法人番号
東京都	<a href="#">0000nn東京都所轄団体33990</a>	代表者33990	主所在地33990	1000000000008
東京都	<a href="#">0000nn東京都所轄団体63124</a>	代表者63124	主所在地63124	1000000000008
東京都	<a href="#">0100nn東京都所轄団体55174</a>	代表者55174	主所在地55174	1000000000008
東京都	<a href="#">0000nn東京都所轄団体47500</a>	代表者47500	主所在地47500	1000000000008

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

ホーム > 法人利用申請

## 法人利用申請

**!** 法人利用申請

- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います
- 「法人検索」ボタンより対象となる法人を検索してください。
- 対象の法人を検索後「申請する」ボタンにより内閣府に申請されます。
- 10開庁日以内に送付される利用申請コードを入力することで法人情報との紐づけが完了します。

### 法人利用申請情報

所轄庁	法人名	代表者名
東京都	0000nn東京都所轄団体33990	

法人検索 >

< 戻る

**確認する** >

⑨「確認する」をクリック

### 利用申請コードの入力

内閣府より送付された利用申請コードを入力してください。

利用申請コードを入力する >

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

ホーム > 法人利用申請 > 法人利用申請確認

## 法人利用申請確認

下記の内容で申請を行います。よろしければ、「申請する」ボタンを押下してください。 ×

### 法人利用申請情報

今後の流れは以下の通りとなります。

- ・内閣府より、申請後2週間以内を目途に法人の主たる事務所の住所に「利用申請コード」が到着後、内閣府NPO法人ポータルサイトにログインしていただく
- ・2週間以上経過しても届かない場合は、ご入力内容に不備がある可能性があるため、「利用申請コード」を入力後、内閣府NPO法人ポータルサイトで各種電子申請を実施

所轄庁	法人名	主たる事務所の所在地	代表者氏名	法人番号	活動分野	問い合わせ先
東京都	0000nn東京都所轄団体33990	主所在地33990	代表者33990	2010-		

⑩法人情報が正しいかを確認して「申請する」をクリック

申請する >

### 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

NPO法人ポータルサイトは、NPO法人の設立から、  
事業報告、定款・役員変更等、各種申請をオンラインで行える、  
NPO法人のためのオンラインサイトです。

⑪内閣府から郵送で「利用申請コード」  
が届いたら、NPO法人ポータルサイトに  
ログインして「法人利用申請」をクリック

手続き開始



# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

ホーム > 法人利用申請

## 法人利用申請

**!** 法人利用申請

- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います
- 「法人検索」ボタンより対象となる法人を検索してください。
- 対象の法人を検索後「申請する」ボタンにより内閣府に申請されます。
- 10開庁日以内に送付される利用申請コードを入力することで法人情報との紐づけが完了します。

### 法人利用申請情報

所轄庁	法人名	代表者名
-----	-----	------

法人検索 >

< 戻る

### 利用申請コード

⑫「利用申請コードを入力する」をクリック

利用申請コードを入力する >

# 3 内閣府ウェブ報告システムを利用するには 法人情報の紐づけ処理(登録が済んだら)

[ホーム](#) > [法人利用申請](#) > [利用申請コードの入力](#)

## 利用申請コードの入力

### 利用申請コードの入力

内閣府より送付された利用申請コードを入力してください。  
「\*」は必須項目です。

利用申請コード\*

123456

<

戻る

認証する >

⑬ 郵送で届いた利用申請コードを入力

⑭ 「認証する」をクリックして

利用準備  
完了!

# 4 事業報告書の提出方法

## (ウェブ報告システムの使い方)

# 4 事業報告書の提出方法

文字サイズ

[アンケート](#) | [サイトマップ](#)

内閣府 **NPO**  
ホームページ

サイト内検索

内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

[NPO基礎情報](#)

[有識者会議・研究会等](#)

[統計調査等](#)

[法律・制度改正](#)

[NPO法Q & A](#)

[寄附について](#)

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人  
(8月31日現在)

50,133 件

[> 制度](#)  
[> 内訳](#)  
[> 検索](#)

うち、所轄庁 認定・特例認定NPO法人  
(10月10日現在)

1,274 件

(認定 1,238 件 / 特例認定 36 件)

[> 制度](#)  
[> 内訳](#)  
[> 二覧](#)

NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける  
公告の方法についてご説明します

[>>](#)

新着情報

[RSS](#)

10月4日 [2023年度（令和5年度）特定非営利活動法人に関する実態調査  
お知らせ](#)

10月2日 [「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました](#)

9月29日 [2022年度（令和4年度）市民の社会貢献に関する実態調査 報告  
書](#)

8月31日 [条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務](#)

①「法人ログイン」をクリック

法人ログイン

新規ユーザ登録



# 4 事業報告書の提出方法

ホーム | 手続き開始 ▼ | 手続き状況・履歴一覧 | お知らせ | FAQ | お問い合わせ

NPO法人ポータルサイトは、NPO法人の設立から、事業報告、定款・役員変更等、各種申請をオンラインで行える、NPO法人のためのオンラインサイトです。

②「事業報告書等提出」をクリック

手続き開始

事業報告書等提出

役員変更・定款変更

認定・特例認定

合併・解散

その他

全ての手続き

# 4 事業報告書の提出方法

### 事業報告書等提出

手続き状況・履歴一覧 >

#### NPO法人の事業報告書等の提出

NPO法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事業報告書等の提出を行うことができます。毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び役員名簿等を作成しなければなりません。これらの書類は、事務所に備え置き、社員及び利害関係者に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、閲覧させる必要があります。認定・特例認定法人は、役員報酬規程等の提出、該当がある場合には助成金支給に係る書類の提出も必要です。

- ※ 「ツールをダウンロードして入力」は、Excelの各種入力用のファイルをダウンロードし、
- ※ 「WEB画面で入力」は、WEB上のフォームから各種情報を入力して申請を行います。  
(WEB画面で入力の場合も、一部ファイルをアップロードしていただく項目があります)

③「WEB画面で入力」をクリック



WEB画面で入力



ツールをダウンロードして入力

# 4 事業報告書の提出方法

### NPO法人の事業報告書等の提出



システムでの電子申請と窓口への書面の提出は、**どちらか一方のみ**行ってください。  
このページはNPO法第28条の2で定められた貸借対照表の公告の登録ページではありません。**貸借対照表の公告を行う場合は下記リンク先画面にて、「公告を追加する」ボタンをクリックしてご登録ください。**  
[公告（貸借対照表の公告含む）](#)

「NPO法人の事業報告書等の提出」を行います。  
入力内容をご入力の上「入力内容を確認する」ボタンを押下してください。  
必須項目を入力し、確認画面で「入力内容を保存する」ボタンをクリックすることで、入力内容を一時保存することができます。

各種保護設定や暗号化が有効になっているファイル（PDF、Word、Excel）は電子申請の機能に支障を生じる可能性がありますので、アップロードの際は**暗号化の解除**をお願いいたします。

# 4 事業報告書の提出方法

## 1. 事業報告書類の年度 \*

提出に必要な「事業報告書類の年度」を入力してください。

「\*」は必須項目です

事業報告書の年度（西暦） *	<input type="text" value="2022"/> 「半角数字」4文字で入力してください。入力例：2023
前事業年度（開始日） *	<input type="text" value="2022/4/1"/> 入力例：2023/4/1（スラッシュあり）
前事業年度（終了日） *	<input type="text" value="2023/3/31"/> 入力例：2024/3/31（スラッシュあり）

④ 報告する年度と期間を入力

## 2. 事業報告書等提出書 \*

提出方法	<p><input checked="" type="radio"/> web入力 下記入力欄に、提出内容を入力する場合</p> <p><input type="radio"/> ファイル提出 下記アップロード欄に、ファイルをアップロードする場合 ※所轄庁独自の様式が設定されている場合には「ファイルで提出」になります。</p> <p>各分類毎の科目が30行を超える場合は、「ファイルで提出」を選択してください。</p>
------	--

⑤ 各報告書類について入力  
orアップロードする

# 4 事業報告書の提出方法

## (1) 事業報告書等提出書

2.事業報告書等提出書 \*

提出方法

web入力  
下記入力欄に、提出内容を入力する場合

ファイル提出  
下記アップロード欄に、ファイルをアップロードする場合  
※所轄庁独自の様式が設定されている場合には「ファイルで提出」になります。  
各分類毎の科目が30行を超える場合は、「ファイルで提出」を選択してください。

①提出方法を選択

提出に必要な「事業報告書等提出書」を入力してください。

「\*」は必須項目です

前事業年度（開始日） \* 2022/4/1  
入力例：2023/4/1（スラッシュあり）

前事業年度（終了日） \* 2023/3/31

②(web入力の場合)  
事業年度の期間を入力

プレビュー >

③「プレビュー」をクリック

3.事業報告書 \*



# 4 事業報告書の提出方法

## (1) 事業報告書等提出書

The image shows a PDF document titled "事業報告書等提出書" (Business Report Submission Form) from the Government of Saitama. The document is addressed to the Governor of Saitama. It includes the following text:

埼玉県知事 殿

特定非営利活動法人共助さいたま  
代表者67582  
0488302823

**事業報告書等提出書**

下記に掲げる前事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日までの事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

Callouts:

- ④内容を確認して問題なければOK
- 法人保管用にデータを保存しておくのがお勧め！

# 4 事業報告書の提出方法

## (2) 事業報告書

3. 事業報告書 \*

別送	操作	形式	書式・記載例
<input type="checkbox"/>	<a href="#">ファイルを選択</a> 選択されていません	PDF,Word,Excel	

「ファイルを選択」をクリックしてPCに保存してある「事業報告書」をアップロード

### 4. 活動計算書 \*

提出方法
<input checked="" type="radio"/> web入力 下記入力欄に、提出内容を入力する場合
<input type="radio"/> ファイル提出 下記アップロード欄に、ファイルをアップロードする場合 ※所轄庁独自の様式が設定されている場合には「ファイルで提出」になります。 各分類毎の科目が30行を超える場合は、「ファイルで提出」を選択してください。

提出に必要な「活動計算書」を入力してください。

「\*」は必須項目です



# 4 事業報告書の提出方法

## (3)活動計算書

4.活動計算書 \*

提出方法

web入力  
下記入力欄に、提出内容を入力する場合

ファイル提出  
下記アップロード欄に、ファイルをアップロードする場合  
※所轄庁独自の様式が設定されている場合には「ファイルで提出」になります。  
各分類毎の科目が30行を超える場合は、「ファイルで提出」を選択してください。

提出に必要な「活動計算書」を入力してください。  
[\*]は必須項目です

その他の事業の有無 \*  その他の事業がない場合  その他の事業がある場合

年度 \* 2022  
[半角数字]4文字で入力してください。

科目	特定非営利活動	合計
【1】経常収益		
1. 受取会費	小計 0円	小計 0円

入力行追加

TOP

①提出方法を選択

②(web入力の場合) その他の事業の有無を選択

③年度を入力



# 4 事業報告書の提出方法

## (3) 活動計算書

④各項目を入力

科目	特定非営利活動に係る事業金額	その他の事業金額	合計
<b>【Ⅰ】 経常収益</b>			
1. 受取会費 <span style="float:right">+ 入力行追加</span>	小計 1,440,000円	小計 0円	1,440,000円
正会員受取会費	240000 円		
<span>✕ 削除</span> 賛助会員受取会費	1200000 円		
2. 受取寄附金 <span style="float:right">+ 入力行追加</span>	小計 450,000円	小計 0円	450,000円
受取寄附金	200000 円		
<span>✕ 削除</span> 施設等受入評価益	200000 円		
<span>✕ 削除</span> ボランティア受入評価益	50000 円		
3. 受取助成金等 <span style="float:right">+ 入力行追加</span>	小計 679,000円	小計 0円	679,000円
受取民間助成金	679000 円		
4. 事業収益 <span style="float:right">+ 入力行追加</span>	小計 7,200,000円	小計 0円	7,200,000円
配食サービス提供事業収益	6600000 円		
<span>✕ 削除</span> 講習会・イベント開催事業収益	600000 円		
<span>✕ 削除</span> 地域ふれあい促進事業収益	0 円		
5. その他の収益 <span style="float:right">+ 入力行追加</span>	小計 1,300円	小計 0円	1,300円
受取利息	300 円		
<span>✕ 削除</span> 雑収益	1000 円		
経常収益計			9,770,300円
<b>【Ⅱ】 経常費用</b>			
1. 事業費			

## 4 事業報告書の提出方法

### (3)活動計算書

【III】 経常外収益 <span>入力済追加</span>				
固定資産売却益	1000000	円		円
経常外収益計	小計 1,000,000円		小計 0円	1,000,000円
【IV】 経常外費用 <span>入力済追加</span>				
過年度損益修正額	31000	円		円
経常外費用計	小計 31,000円		小計 0円	31,000円
経理区分償還額		円	0円	
税引前当期正味財産増減額				1,022,000円
法人税、住民税及び事業税		円		円
当期正味財産増減額				1,022,000円
前期繰越正味財産額	200000	円		円
次期繰越正味財産額				1,222,000円

④各項目を入力

プレビュー >

⑤入力が終わったら「プレビュー」をクリック

# 4 事業報告書の提出方法

## (3)活動計算書

2022年度 活動計算書  
2022年4月1日から 2023年3月31日まで  
特定非営利活動法人共助さいたま  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	240,000	
賛助会員受取会費	1,200,000	1,440,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
施設等受入評価益	200,000	
ボランティア受入評価益	50,000	450,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		679,000
4. 事業収益		
配色サービス提供事業収益	6,600,000	
講習会・イベント開催事業収益	600,000	
地域ふれあい促進事業収益	0	7,200,000
5. その他の収益		
受取利息	300	
雑収益	1,000	1,300
経常収益計		9,770,300
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	100,000	
給料手当	1,700,000	
臨時雇賃金	2,880,000	
法定福利費	210,000	
ボランティア評価費用	50,000	
人件費計	4,940,000	
(2) その他経費		
仕入高	2,500,000	

⑥内容を確認して  
問題なければOK

法人保管用にデータを  
保存しておくのがお勧め！

# 4 事業報告書の提出方法

[ホーム](#) | [手続き開始](#) ▼ | [手続き状況・履歴一覧](#) | [お知らせ](#) | [FAQ](#) | [お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [事業報告書等提出](#) > [NPO法人の事業報告書等の提出](#)

### NPO法人の事業報告書等の提出



提出は完了していません。

以下の内容にて、入力内容を保存いたしました。  
提出する場合は、ページ一番下の「入力内容で提出確認する」  
※「編集」「事前相談」「複製」「削除」する場合はそれぞれ

事業報告書の内容についてセンターに相談したい場合は「事前相談」をクリック

編集 >

事前相談 >

複製 >

削除 >

# 4 事業報告書の提出方法

提出完了

[事業報告書等提出](#) > NPO法人の事業報告書等の提出

### NPO法人の事業報告書等の提出

#### 申請承認の流れ

所轄庁書類審査中 → 受付済 → 所轄庁審査完了

手続きの提出を行いました。  
所轄庁の手続き完了まで数日かかります。手続き状況は手続き状況・履歴一覧画面でご確認できます。  
また、所轄庁からの修正依頼など操作が必要な場合はメールにて通知いたしますので、ご確認ください。

複製 >

取下げ >

[一覧画面に戻る](#)

修正依頼がある場合・無事受理された場合はメールで通知されます

## 4 事業報告書の提出方法

### 操作方法が分からないときは…

#### 【内閣府NPOホームページ サポートデスク】

- 電話番号:0120-876-531
- 窓口時間:月曜日から金曜日(祝日を除く)  
9:30~18:15(12:00~13:00を除く)

※事業報告書・役員変更等の手続きに関するお問い合わせは地域振興センター・市の窓口にお願いいたします。

# ご清聴ありがとうございました！

是非ウェブ報告システムの利用をご検討ください。

